

# 山梨県公報

第千二百六十六号

平成十四年

二月二十一日

木曜日

## 目次

### 告示

結核予防法に基づく医療機関の指定……………八九

道路の区域変更……………八九

道路の供用開始……………八九

都市計画事業の認可……………八九

### 公告

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(三件)……………九〇

落札者等の決定について……………九一

### 公安委員会

遊技機の型式の検定……………九一

### 正誤

平成十三年十一月二十九日付け第千二百四十七号中……………九二

平成十四年二月十四日付け第千二百六十四号中……………九二

## 告示

### 山梨県告示第五十七号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十四年二月二十一日

山梨県知事 天野 建

名 称	所 在 地
有限会社酒折薬局	甲府市酒折一丁目十六番十九号

### 山梨県告示第五十八号

山梨県公報 第千二百六十六号 平成十四年二月二十一日

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十四年三月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年二月二十一日

山梨県知事 天野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 野田尻四方津停車場線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	新	旧		
北都留郡上野原町大字大野字横まくれ一〇一四番の二地先から北都留郡上野原町大字四方津字外呼戸二五二二番の三地先まで	九・〇 一九・二	八・〇 一九・二		一五三・〇

### 山梨県告示第五十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十四年三月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年二月二十一日

山梨県知事 天野 建

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	野田尻四方津停車場線	北都留郡上野原町大字大野字横まくれ一〇一四番の二地先から北都留郡上野原町大字四方津字外呼戸二五二二番の三地先まで	一五三・〇	平成十四年二月二十一日

### 山梨県告示第六十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十四年二月二十一日

- 一 施行者の名称  
昭和田町 山梨県知事 天野 建

- 二 都市計画事業の種類及び名称  
甲府都市計画道路事業 山梨県知事 天野 建

- 三 事業施行期間  
平成十四年二月二十一日から平成十六年三月三十一日

- 四 事業地  
川地内  
1 収用の部分 山梨県中巨摩郡昭和田大字西条字清塚、字八公免、字六田及び字姥  
2 使用の部分 なし

# 公 告

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十四年二月二十一日

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
山梨県知事 天野 建  
中巨摩郡竜王町玉川字下里ノ内八七四の一、八七四の三、八七四の四、八七四の五、八七四の六、八七四の七、八七四の八及び八七四の九
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり
ごみ置場	

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び竜王町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市德行一丁目十番一号 有限会社 ハウス工業 代表取締役 広瀬修

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十四年二月二十一日

山梨県知事 天野 建

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
北都留郡上野原町四方津字牧野道下四〇七、四〇八、四〇九の一、四〇九の二、四一〇、四一一の一、四一一の三、四一一の四、四一二の一部、四二二の二、五〇六の一部、五〇七、五〇八、五〇九、五二〇、五二一、五二二、五二三及び五二四
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士北麓・東部地域振興局大月建設部及び上野原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
山梨県塩山市上於曾千二百一十一番地 株式会社日向 代表取締役 深谷道廣

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十四年二月二十一日

山梨県知事 天野 建

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
山梨県知事 天野 建  
北巨摩郡双葉町竜地字石下四五六、四五六の二、五三九、五四〇、五四一、五四八、五五二、五五三、五五五及び五五八
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水道	次の図のとおり
道路	

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡北地域振興局建設部及び双葉町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 中巨摩郡田富町布施千五百五十九番地 中山聖来 中山伸子

落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。  
 平成十四年二月二十一日

- 一 落札に係る購入物品等の名称及び数量  
 密閉式堆肥発酵機 一式  
 山梨県知事 天野 建
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
 山梨県出納局管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日  
 平成十四年一月二十四日
- 四 落札者の氏名及び住所  
 日環エンジニアリング株式会社 埼玉県桶川市西二丁目八番六号
- 五 落札金額  
 五千四百万円
- 六 契約の相手方を決定した手続  
 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日  
 平成十三年十二月十日

公安委員会

遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百一十二号）第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十七年二月二十日までとする。  
 平成十四年二月二十一日

山梨県公安委員会  
 委員長 古屋 忠彦

申請者氏名又は名称及び住所	型式の概要	型式名	製造者又は輸入者名	検定番号
マルホン工業株式会社 代表取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目一二七番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第一） 第一種特別電動役物	CRアドベンチャー	マルホン工業株式会社	一〇〇六五四
アイジーテイージャパン株式会社 代表取締役 スコット・ウインゼラー 東京都港区愛宕二丁目三番四号愛宕東洋ビル七階	回胴式遊技機 規則第六条第二号（別表第五）	ラトルスネットワーク	アイジーテイージャパン株式会社	一四〇六四五
サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二三番二号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第一） 第一種特別電動役物	CR北斗の拳S	サミー株式会社	一〇〇六九〇
サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二三番二号	回胴式遊技機 規則第六条第二号（別表第五）	ハイパーリミックス3	サミー株式会社	一四〇六二三
株式会社ニューギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目五六番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第一） 第一種特別電動役物	CRゴツド21S	株式会社ニューギン	一〇〇六八五
株式会社ロデオ 代表取締役 谷澤鑛次 東京都豊島区東池袋二丁目二三番二号	回胴式遊技機 規則第六条第二号（別表第五）	シャクネツキバウ2	株式会社ロデオ	一四〇五六二
株式会社ロデオ 代表取締役 谷澤鑛次	回胴式遊技機 規則第六条第一号イ（別表第一）	イチゲキウ	株式会社ロデオ	一四〇五九九

東京都豊島区東池袋二丁目二三番一号	二五(別表第五)	2	株式会社三共	
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	ぱちんこ遊技 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電 動役物)	CR R F I D C A Z U J 1 2	株式会社三共	一〇〇六六八
株式会社ソフィア 代表取締役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目一〇一番地	ぱちんこ遊技 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電 動役物)	CR R M I R A S K U L	株式会社ソフィア	一〇〇六五二
株式会社ソフィア 代表取締役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目一〇一番地	ぱちんこ遊技 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電 動役物)	Z C R 花 満	株式会社ソフィア	一〇〇六六六
株式会社エース電研 代表取締役 武本孝俊 東京都台東区東上野三丁目一二番九号	ぱちんこ遊技 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電 動役物)	C R D X ド ク ラ ボ	株式会社エース電研	一〇〇六八九

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十三年十一月二十九日山梨県告示第五百十六号(建築基準法施行規則第十一条の三第一項の区域指定の一部改正)

六二六 上 一六 「及びに」 「及び」

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十四年二月十四日掲載の一般競争入札についての公告中

八三 上 終わりから九

競争入札に参加する者に必要な資格等(平成十四年山梨県告示第五百二十四号)  
平成十三年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格(平成十三年山梨県告示第百九